

第 4268 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年 6月24日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ セーフティネット特別利率を適用

Q：震災の影響等による連鎖倒産を防ぐため、セーフティネット貸付の特別利率が適用されるとか。どんな内容なのですか？

A：基準利率より最大0.75%優遇されます。

【解説】

セーフティネット貸付とは、取引先企業等の倒産により経営に困難を来している中小企業者に対して、円滑な資金供給を確保するための融資制度で、日本政策金融公庫等が行っています。このたび、セーフティネット貸付では、基準利率より最大▲0.75%の特別利率を適用することとしています。概要は次のとおりです。

①貸付対象

次のいずれかに該当する中小企業

- ・倒産企業に対して50万円以上の売掛債権を有する方
- ・倒産企業との取引依存度が10%以上である方
- ・倒産企業に貸付金、前払金、差入保証金等の債権を有する方等

②貸付条件

イ. 資金用途 運転資金

ハ. 貸付期間(据置期間) 8年以内(3年以内)

③貸付利率 国民生活事業 基準利率(2.15%)

中小企業事業 基準利率(1.65%)

④震災支援措置

イ. 倒産企業に対する売掛金債権等が月平均売上高の20%以上の場合・・・基準金利から▲0.75%の引下げ

ロ. 倒産企業に対する売掛金債権等が月平均売上高の10%以上20%未満の場合・・・基準金利から▲0.5%の引下げ

